

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県心身障害者扶養共済制度条例		
条 例 番 号	昭和 45 年神奈川県条例第 31 号	法 規 集	第 6 編第 1 章第 6 節
所 管 部 局 室 課	保健福祉部障害福祉課		
条 例 の 概 要	心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が死亡し、又は著しい障害を有する状態となった後、心身障害者に年金等を支給する心身障害者扶養共済制度について定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	心身障害者扶養共済制度は、障害者を扶養する保護者の、親無き後の不安を軽減する目的で設けられた制度であり、その意義は失われておらず、本制度は必要である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	加入者である保護者が死亡等したときに障害者に対して終身一定額の年金を給付するほか、保護者の生存中にその扶養する心身障害者が死亡したときに弔慰金を支給するなど、保護者の相互扶助の精神に基づき、心身障害者の生活の安定と福祉の増進、心身障害者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減に有効に機能している。	平成 19 年度実績 加入者数 1,379 人 年金受給者数 607 人 年金支給額 177,160 千円
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	金利の低下、障害者の余命の長期化等に伴い、年金の支給が将来的に困難になるとの予測がなされたため、平成 20 年 4 月に条例改正により、掛金の増額に係る改正を行い、制度の効率化を図っている。 制度の掛金は全国一律で、厚生労働省が条例準則を示すことで改正を行なっているが、平成 20 年の改正以降、5 年に一度経済的状况を鑑みて掛金等制度の改正を検討することとされている。	
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本制度は障害者の将来的な経済的負担、親亡き後の不安という障害者を扶養する家族の精神的負担の軽減を図るものであり、ともに生き支えあう地域づくりを目指すという「神奈川力構想」の方向性に適合している。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	独立行政法人福祉医療機構法施行例第 7 条に規定する心身障害者扶養共済制度について定めるものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	(有) 無